

各位

特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

なお、2025年6月27日付「当社連結子会社に対する措置に関する知らせ」に記載のとおり、当社及びA o i eは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）の調査に協力してきており、A o i eは、公社から家庭における蓄電池導入促進事業助成交付要綱25条の2に基づく公表等の措置を受けております。助成金の返還金額等については、公社との協議を経て最終的に決定されるため、調査報告書記載の助成金の増大額は実際の返還金額等とは異なる可能性があります。

1. 特別調査委員会の調査結果について

なお、当該調査報告書につきましては、個人情報、機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施した上で公表しております。

(1) 2025年2月期の有価証券報告書の提出について

(2) 2026年2月期第1四半期決算短信について

当社は、2025 年 7 月 3 日付「2026 年 2 月期第 1 四半期決算発表が四半期末後 45 日を超えることに関するお知らせ」のとおり、2026 年 2 月期第 1 四半期決算短信の開示につきまして、2025 年 2 月期の有価証券報告書の提出日以後、可能な限り速やかに開示いたします。

また、2026年2月期第1四半期決算短信の公表日が確定した場合、速やかに開示いたし

ます。

(3) 再発防止策等について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な内容につきましては、確定次第速やかに公表いたします。

以上

調 査 報 告 書

(公 表 版)

令和7年8月13日

株式会社コレックホールディングス特別調査委員会

株式会社コレックホールディングス 御中

調 査 報 告 書

令和 7 年 8 月 13 日

株式会社コレックホールディングス特別調査委員会

委 員 長： 弁 護 士 佐 藤 明 夫
(佐藤総合法律事務所)

委 員： 弁 護 士 福 崎 真 也
(福崎法律事務所)

委 員： 公認会計士 和 田 芳 幸
(株 式 会 社 K I C)

当委員会は、令和 7 年 5 月 28 日に貴社からの委嘱に基づき設置され、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて、貴社の子会社に対して、不適切な助成金の申請が行われたとの疑いが生じたことに関して、事実の調査を実施した（以下、当委員会による調査および検討を総称して「本調査」という。）。本書は、本調査の結果について報告し、その原因を明らかにするとともに、それらを踏まえた再発防止策の提言を行うことを目的としている。

目 次

略語表	1
第 1 部 調査の概要	2
第 1 当委員会設立に至る経緯	2
第 2 設置の目的	2
第 3 構成	2
第 4 調査期間	3
第 5 調査対象	3
第 6 調査方法	3
第 7 調査の限界	4
第 2 部 調査の結果	5
第 1 前提となる事実関係	5
第 2 Aoie および C-clamp で行われていた助成金交付申請代行業務	10
第 3 助成金交付申請に関する不正	13
第 4 本件不正の契機、本件不正の発覚に至った経緯および今後の対応	20
第 5 本件不正に関する各人の認識	22
第 6 本件不正により取得した助成金の増大額	24
第 7 その他の事案について	26
第 8 会計処理への影響	26

第3部 原因分析.....	28
第4部 再発防止策の提言	34

略語表

本書では、以下の正式名称は、以下の略語で表記するものとする。

略語	正式名称
コレック HD	株式会社コレックホールディングス
Aoie	株式会社 Aoie
C-clamp	株式会社 C-clamp
コレック HD グループ	株式会社コレックホールディングスおよびグループ各社
クール・ネット東京	公益財団法人東京都環境公社
当委員会	株式会社コレックホールディングス特別調査委員会

第1部 調査の概要

第1 当委員会設立に至る経緯

コレック HD は、令和7年5月7日、子会社である Aoie より、同社が行う助成金代行申請業務の申請先であるクール・ネット東京から呼び出しを受け、顧客との間で金額欄の記載のみが異なる契約書が2通存在すると伝えられた旨の報告を受けた。

コレック HD は、当該報告を受けて社内調査を実施したところ、Aoie において不適切な助成金の交付申請が行われていた可能性を認識した（以下「本事案」という。）ことから、より専門的かつ客観的な見地から、事実関係の正確な把握・分析を行った上で、当該事実関係を踏まえた再発防止策の策定等が必要であると判断し、令和7年5月28日の取締役会において、コレック HD グループと利害関係を有しない外部専門家から構成される当委員会に調査を委嘱することを決議し、同日、当該決議に基づき当委員会が設置された（以下、かかる一連の経緯を「本件」という。）。

第2 設置の目的

当委員会が実施した本調査の目的は、以下のとおりである。

- (1) 本事案に関する事実関係の調査
- (2) 本事案に類似する事象の有無の調査
- (3) 調査の結果判明した事実が財務諸表に与える影響の有無、程度、内容等の検討
- (4) 本事案の原因分析および再発防止策の検討

第3 構成

当委員会は、以下の3名の委員により構成され、以下の者を調査補助者および事務局として選定した。なお、当委員会の委員ならびに調査補助者および事務局を務めたメンバーは、いずれもコレック HD グループとの間に顧問契約等の利害関係は一切ない。

1 委員会

委員長	佐藤 明夫（弁護士）
委員	福崎 真也（弁護士）
委員	和田 芳幸（公認会計士）

2 調査補助者および事務局

佐藤総合法律事務所所属の弁護士6名、株式会社KIC所属の公認会計士10名

第4 調査期間

令和7年5月28日（水）～令和7年8月12日（火）

第5 調査対象

当委員会は、コレック HD およびその子会社である Aoie および C-clamp に対して、令和4年度から令和6年度における不適切な助成金の申請に関する事実の調査を実施した。なお、Aoie および C-clamp 以外の子会社を調査対象外としたのは、顧客に対する助成金の申請代行業務を行っていない会社であることから、いずれも本件とは無関係であると判断したためである。

第6 調査方法

当委員会は、コレック HD グループから開示された取締役会議事録その他資料の閲覧および検討、調査協力者に対するヒアリング、デジタル・フォレンジック調査、アンケート、情報提供窓口の設置による情報収集、ならびに質問状の送付による聞き取り調査の方法により、本調査を実施した。

具体的な調査方法は以下のとおりである。

1 ヒアリングの実施

当委員会は、本件に関する事実確認の観点から、本件に関与した可能性が認められる役員およびガバナンス上の観点から聞き取りが必要と判断した役員（合計27名）に対してヒアリングを実施した。ヒアリング対象者は別紙1のとおりである。

2 デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、本件に係る事実関係の解明および類似する事象の検証のため、デジタル・フォレンジック専門業者を起用して、メールシステム、チャットシステムならびに会社貸与 PC およびスマートフォンについて可能な限り保全を実施した。その上で、対象者11名のチャットデータおよびメールデータを当委員会が設定したキーワード等によって絞り込み、16,704件のデータをレビューした。

3 アンケートの実施

当委員会は、本件への認識および関与ならびに類似事案の有無の確認や、原因分析に資する情報の収集を目的として、令和7年6月23日から同年7月17日まで、Aoie および C-clamp の役職員（令和7年6月30日時点での在職者に限る。）合計115名を対象とし、Google

Form を利用してアンケートを実施し、そのうち 110 名（回収率約 95.7%）から回答を受領した。なお、未回収者は調査期間中に退職した従業員である。

4 情報提供窓口の設置

当委員会は、本件や類似事案に関する幅広い情報収集を目的とし、コレック HD、Aoie および C-clamp の役職員に対して、令和 7 年 6 月 26 日から同年 7 月 11 日まで、当委員会の委員が所属する法律事務所を宛先としてメールまたは郵送により情報の提供を求める窓口を設置し、周知した。

情報提供窓口には、1 件の情報提供があり、必要に応じて、関係資料の調査、情報提供者や関係者へのヒアリング等のフォローアップを実施した。

5 質問状の送付

当委員会は、本調査において、Aoie の創業に深く関わっており、Aoie において重要な役割を担っていた R 氏に対して、書面でヒアリングを打診したが、R 氏より回答を得られなかった。そのため、当委員会は、R 氏に対して、質問状を送付した。本書提出日において、質問状の返送を受けられていない。

第 7 調査の限界

当委員会は、コレック HD の第 15 期（令和 7 年 2 月期）有価証券報告書の延長申請後の提出期限が令和 7 年 8 月 27 日に設定されていることから、限られた期間内で本調査を実施、遂行する必要があった。また、Aoie の取締役社長執行役員である N 氏のアカウントにおいて、Aoie 社内で使用されていたチャットツールのトークの照会および検索の対象となる期間が変更され、端末に Aoie 社内で行われたやり取りの内容が保存される期間が短縮されたこと、「第 6」「5」のとおり、R 氏が当委員会からのヒアリングの依頼および質問状の送付に対して何ら対応していないこと、調査期間中の退職者が存在し、ヒアリングが実施できなかったヒアリング対象者が複数存在したこと、一部の助成金については応募サイト上のデータが消失しており、申請資料が確認できないこと等の事情が存在した。

そのため、本調査の過程で収集ができなかった情報・資料や検討を尽くすことができなかった情報・資料がある可能性は否定できず、そのような資料が明らかとなった場合、当委員会による事実認定および評価を維持できない可能性がある。

第2部 調査の結果

第1 前提となる事実関係

1 コレック HD グループの概要等

(1) コレック HD の概要

① 概要・沿革

コレック HD は、平成 22 年 3 月 11 日に、株式会社エヌリンクスとして設立された会社であり、NHK から契約・収納代行業務を受託する会社として事業を開始した。

平成 30 年 4 月 27 日には東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場し、平成 31 年 3 月には東京証券取引所第二部（現在はスタンダード市場）に上場している。

令和 6 年 3 月 18 日には、社名を株式会社コレックに、同年 9 月 1 日には株式会社コレックホールディングスに変更し、現在はメディアプラットフォーム事業、アウトソーシング事業およびエネルギー事業を行っている。また、コレック HD は、M&A を通じた事業拡大を行っており、本書提出日現在、6 社のグループ会社を有している。

② 会社情報

会社名	株式会社コレックホールディングス
本店所在地	東京都豊島区南池袋二丁目 32 番 4 号南池袋公園ビル
設立年月日	平成 22 年 3 月 11 日
資本金（円） （令和 6 年 9 月 1 日時点）	52,230,594
売上高（千円） （令和 6 年 2 月期）	3,109,532 3,938,768（連結）
代表取締役社長	栗林憲介
社員数 （令和 7 年 2 月時点）	92 名

③ コーポレートガバナンスの概要（会議体の構成）

ア 取締役会

コレック HD の取締役会は、取締役 8 名（うち社外取締役は 2 名）で構成され、コレック HD の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、法令および定款に定められた事項等に関する検討を行っている。原則として毎月 1 回の頻度で開催される他、必要に応じて臨時取締

役会を開催しており、第 15 期（令和 7 年 2 月期）においては 15 回開催されている。各取締役の出席状況は下表のとおりである。

氏名	開催回数	出席回数
A	15 回	15 回
B	11 回	11 回
C	15 回	15 回
D	15 回	15 回
E	15 回	15 回
F	15 回	15 回
G	15 回	15 回
H	15 回	15 回

イ 監査役会

コレック HD の監査役会は、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名の合計 3 名（うち 3 名全員が社外監査役）で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っている。毎月 1 回程度の頻度で開催されており、第 15 期（令和 7 年 2 月期）においては 13 回開催されている。各監査役の出席状況は下表のとおりである。

氏名	開催回数	出席回数
I	13 回	13 回
J	13 回	12 回
K	13 回	13 回

ウ コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

コレック HD は取締役 5 名（A 氏、C 氏、D 氏、E 氏および B 氏）、常勤監査役 1 名（I 氏）、内部監査室長（L 氏）等のメンバーで構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しており、少なくとも四半期に一度、全社的なコンプライアンス管理およびリスク管理に関わる課題および対応策を協議している。なお、F 氏が令和 7 年 3 月 1 日に Aoie 本部長を退任する以前は、F 氏も同委員会のメンバーであった。

エ 投資委員会

コレック HD は、取締役 4 名（A 氏、F 氏、C 氏および B 氏）で構成される投資委員会を設置し、M&A に関する各種調査結果の精査、買収価格の妥当性検証等を行っている。

(2) Aoie の概要

① 概要・沿革

ア 設立

Aoie は、令和 3 年 8 月 20 日に N 氏により設立された会社であり、設立当初から現在に至るまでエネルギー事業として、太陽光関連商材の販売・設置を行っており、ウェブコンサルティング販売に強みを持つ会社である。

Aoie 設立以前、N 氏は、R 氏が経営していた b 社から顧客管理システムの構築業務等を請け負う関係にあったところ、N 氏が b 社の新規事業として、R 氏に対して太陽光関連事業を提案したことをきっかけに、b 社では、「PPA モデル」と呼ばれる形態での太陽光発電事業を行うようになった。その後、N 氏は、太陽光発電設備の販売・設置を行う Aoie を自ら設立し、代表取締役に就任した。なお、Aoie では、従業員、顧客管理システム、社内のコミュニケーションツールをはじめ、社内のインフラストラクチャーの多くを b 社から引き継いだ。

イ コレック HD グループへの参画

コレック HD に仲介業者を介して Aoie の M&A 案件が持ち込まれ、その後、買収にかかる調査および取締役会での決議を経て、コレック HD は Aoie を株式譲渡の方法により完全子会社化し、令和 6 年 5 月 31 日、Aoie はコレック HD グループに参画した。

なお、当時、コレック HD は事業の柱であった a 社の契約・収納代行業務が終了することに伴い、新たな事業の柱を必要としていたところ、コレック HD 役員は、web 集客を中心とし、太陽光発電設備の販売だけでなく工事施工も行っている Aoie について、同じく太陽光発電設備の販売事業を行う既存子会社の C-clamp とシナジーがあると考えた。

② 会社情報

会社名	株式会社 Aoie
本店所在地	東京都国分寺市本多五丁目 5 番 1 号 第五千代鶴ビル 1 階
設立年月日	令和 3 年 8 月 20 日
資本金（円）	9,990,000
代表取締役	E
社員数 （令和 7 年 6 月時点）	72 名

③ 会議体の構成

Aoie は現在、代表取締役として E 氏を選任し、また Aoie の創業メンバーである N 氏を取締役社長執行役員として起用している。

また、令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月までの間、F 氏を代表取締役に、M 氏を監査役に、N 氏を社長執行役員に選任していた。なお、令和 7 年 2 月 27 日の臨時株主総会の決議以前は取締役会設置会社であり、監査役が置かれていたが、事業の執行のスピードを向上させる目的で取締役会非設置会社へ移行した。

(3) C-clamp の概要

① 沿革

C-clamp は、令和元年 12 月 3 日にコレック HD の完全子会社として設立された会社であり、令和 3 年頃から現在に至るまで、太陽光発電関連事業を行っており、現在は、家庭用太陽光発電システムの販売、コスト削減のコンサルティングサービス、事業者に係る営業・販売促進業務のアウトソーシング受託事業、太陽光発電・その他関連商材の販売、BPO 事業を行っている。

② 会社情報

会社名	株式会社 C-clamp
本店所在地	東京都豊島区南池袋二丁目 32 番 4 号南池袋公園ビル
設立年月日	令和元年 12 月 3 日
資本金（円）	10,000,000
代表取締役社長	0
社員数 （令和 7 年 6 月時点）	43 名

③ 会議体の構成

C-clamp は現在、代表取締役社長 〇 氏および取締役 D 氏を選任している。

また、令和元年 12 月から令和 7 年 2 月までの間、F 氏を取締役に、令和 7 年 3 月から同年 5 月までの間、E 氏を取締役に選任していた。さらに、令和 2 年 12 月から令和 6 年 2 月までの間、D 氏を代表取締役社長に選任していた。なお、現代表取締役社長である 〇 氏は、令和 6 年 3 月 1 日付で代表取締役社長に選任されるまでの間、コレック HD および C-clamp の執行役員に起用されていた。

2 各助成金制度の概要

(1) クール・ネット東京が助成金を交付する制度の概要

東京都は、クール・ネット東京を組織し、「2050 年 CO2 排出実質ゼロ」に貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、中小企業等のさらなる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入と運用改善に要する費用の一部の助成を行っている。また、助成金の申請者は、工事施工業者等に手続きの代行を依頼することができる。

助成対象となる経費および助成金の算定方法は事業内容および助成対象年度により様々であるが、例えば「家庭における蓄電池導入促進事業」においては、太陽光発電設備および蓄電池の機器費および工事費を助成対象経費として、発電出力に 1 キロワットアワー (kWh) あたり一定の金額を乗じて算出される金額と、助成対象機器等の規格等に応じて助成対象経費に一定の助成率を乗じて算出される金額のうち、いずれか小さい額が採用されるといった方式で助成金額が決定される。

クール・ネット東京は、助成事業者に、虚偽申請等不正事由が発覚した場合や、要綱または実施要綱の規定その他クール・ネット東京の定める事項を遵守しなかった場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとしており、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者に対し、当該助成金の全部または一部の返還を請求する旨が定められている。

なお、令和 6 年頃から、クール・ネット東京の HP 上に、契約を締結するにあたり、キャッシュバック（後日返金）の利用を予定している場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して提出しなければならない旨が明記された。また、令和 7 年 6 月 6 日付で、不正行為の内容として、①助成対象経費の算定において、申請者が実際に負担する助成対象経費に基づいて算定すべきところ、値引きやキャッシュバックの額をあらかじめ除算せず、これらを含めて正規の助成額を上回る助成額として申請したもの、②申請者と締結した工事請負契約書とは別に、助成対象経費を水増しした契約書を作成し、これにより正規の額を上回る助成額として申請したものおよび③国および他の地方自治体の補助金等を併給する

場合には、クール・ネット東京の助成金と当該補助金等を合算した額を、助成対象経費の合計額を超えないよう必要な調整を行うべきところ、併給の事実を隠蔽して助成額を申請したものを例示し、これらの行為は、不正行為として厳正に対処（助成金の返還、事案の公表、警察への告訴等）する旨が公表された。さらに、助成対象機器について、都およびクール・ネット東京の他の同種の助成金の交付を重複して受けることはできない旨も公表されている。

(2) 子育てエコホーム支援事業の概要

子育てエコホーム支援事業は、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業である。また、助成金の申請者は、工事施工業者等に手続きの代行を依頼することができる。

なお、令和6年度の制度については、助成金の交付対象となる工事の着手期間が令和5年11月2日以降のものに限定されており、交付申請期間は予算執行状況に応じて公表されることになっている。また、子育てエコホーム支援事業事務局は、事業者が助成金交付の決定の条件に違反した場合には、助成金の交付の決定を取り消し、事業者に対して、付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ、子育てエコホーム支援事業者は、返還命令を受けたときは、速やかに交付を受けた助成金を返還しなければならない旨が定められている。

第2 Aoie および C-clamp で行われていた助成金交付申請代行業務

1 総論

国や都道府県、市区町村等が実施している各助成金制度においては、工事施工業者等に手続きの代行を依頼することができる。Aoie および C-clamp においては、太陽光発電設備および蓄電池の販売等の業務を行っており、並行して顧客から助成金申請代行の依頼を受け、その申請を代行していた。

2 Aoie における業務フロー

Aoie における太陽光発電設備および蓄電池の販売、設置業務に関する業務フローは、概ね以下のとおりである。

(1) 集客

Aoie が顧客を獲得する主な手法としては、一括見積サイト、ランディングページ(以下「LP」という。)、訪問営業がある。一括見積サイトは、顧客が一定の情報をフォームに入力すれば、各企業の太陽光発電設備の販売・施工に関する見積が表示される。LPについては、顧客が太陽光発電に関する情報をインターネット上で調べた際に、広告等から Aoie のホームページに誘導される。訪問営業は、アポイントメントがない顧客の自宅に直接訪問する方法による。

(2) 見積書の作成および商談

見積書は、商品ごとに予め決まっている価格を基準として、顧客から受領した図面資料や Google マップの航空写真を参考に、設置可能なパネルの数を検討し、金額を算出することにより作成される。

商談担当者は、当該見積書と、実際に太陽光パネルを設置した場合のシミュレーション資料を作成、持参し商談を実施する。商談においては、太陽光パネルの設置可能数、発電量、設置した場合のリスクおよび金額等が説明され、施工の可否が判断される。また、商談の中で値引きまたはキャッシュバックについて、顧客と交渉する場合があるところ、予め商談担当者の判断で値引きできる金額の範囲が決まっており、その範囲を超える場合には、営業部の決裁が必要となっている。しかし、競合他社との競合に晒されていることから、上記決裁については柔軟な対応がなされており、各商談担当者の裁量に一任している場合もある。なお、キャッシュバックが実施される場合、見積書上はキャッシュバックする旨の表記はされず、顧客との間で口頭または別途作成される覚書でキャッシュバックを実施する旨の合意がなされていた。その後、問題がなければ実際の契約手続きを進めることとなっている。

(3) 契約締結

商談後に現地調査を実施し、請負工事契約が締結される。当該契約締結が完了すると顧客管理システム上の契約管理アプリを通じて、施工チームに通知がなされ、工事関連業務が開始される。

(4) クール・ネット東京に対する助成金の事前申請

クール・ネット東京の助成金については、請負工事契約に先立ち、事前申請を実施する必要があるところ、調査対象期間の大部分においては、契約締結後になされていた。なお、事前申請時には見積書を提出することとされている。

(5) 設置工事

工事担当者は助成対象機器に係る設置工事を行う。

(6) クール・ネット東京に対する実績報告および助成金交付申請

助成対象機器に係る設置工事等の業務が完了した後に、クール・ネット東京に対して、実績報告として、契約書、見積書、領収書等のクール・ネット東京が求める必要書類を提出する。当該手続きによって、実際に工事を実施したことを報告することとあわせて、助成金の交付申請を実施する。

3 C-clamp における業務フロー

(1) 集客

C-clamp が顧客を獲得する主な手法は訪問営業であり、営業担当者がパンフレットを持参して各居宅を訪問し、関心がある顧客候補者を集客する。

(2) 見積書の作成および商談

商談担当者は顧客候補者に対して見積書を交付することなく、口頭で見積金額を伝える。

(3) 契約締結

顧客との間で請負工事契約を締結する。

(4) クール・ネット東京に対する助成金の事前申請

助成対象機器に係る設置工事に関する助成金の各制度により、事前申請が必要であれば事前申請を行う。なお、事前申請時には、見積書を提出する。

(5) 設置工事

工事担当者は助成対象機器に係る設置工事を行う。

(6) クール・ネット東京に対する実績報告および助成金交付申請

助成対象機器に係る設置工事等の業務が完了した後に、実績報告として、契約書、見積書、領収書等のクール・ネット東京が求める必要書類を提出する。当該手続きによって、実際に工事を実施したことを報告することとあわせて、助成金の交付申請を実施する。

4 Aoie および C-clamp で行われた本件に関する助成金交付申請数

調査対象期間である令和 4 年度から令和 6 年度を対象として、Aoie および C-clamp で行われた本件に関する助成金交付申請数は以下のとおりである。

	クール・ネット東京 の助成金	クール・ネット東京および国以 外の他の地方自治体の助成金	子育てエコホーム 支援事業の助成金
Aoie	956 件※1)	570 件※2)	152 件※3)
C-clamp	22 件※1)	342 件※4)	－

※1：令和 7 年 5 月 26 日までに実績報告が完了した案件数(顧客数)

※2：令和 4 年 12 月 24 日～令和 7 年 7 月 16 日に申請済み(準備済み含む)の件数

※3：令和 5 年 2 月 16 日～令和 7 年 5 月 26 日に交付申請済みの件数(「こどもエコすまい支援事業」の交付申請件数を含む)

※4：令和 5 年 4 月 11 日～令和 7 年 7 月 1 日に申請(準備済み含む)件数

第 3 助成金交付申請に関する不正

1 クール・ネット東京の助成金に係る行為

(1) 「不正」の考え方

「第 1」「2」「(1)」のとおり、クール・ネット東京は、省エネルギー化を推進することを事業の目的として掲げ、省エネ設備の導入と運用改善に要する費用の助成を実施している。助成対象となる費用は、主に太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、蓄電池システムおよび V2H 等の太陽光発電システム機器費ならびに当該各機器の設置に要する工事費であるところ、上記の制度趣旨に鑑みれば、このうち助成金の支給対象となるのは、助成対象者が現実に出捐する金額を指すものと考えらるべきである。助成金申請の手引きによれば、「助成金は、実際に支払った金額を超えては交付できません」との記載がある。また、「(2)」「①」「ウ」において後述するとおり、国または他の地方公共団体の補助金等を受給した場合は、助成対象経費よりその受給金額を除くものとされ、交付申請時は、国または他の地方公共団体の補助金等からの実際の受給金額がわかる通知書等の提出が必要とされ、クール・ネット東京に対する助成金の申請は、国または他の地方公共団体からの補助金等を受給した後で行わなければならない

い旨が記載されている。さらに、クール・ネット東京のウェブサイト上には、契約を締結するにあたり、キャッシュバックが予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して提出しなければならない旨も記載されている。これらの記載に鑑みても、助成金の交付対象となる経費は、助成対象者が実際に出捐する金額を基準に算定されていることが読み取れる。

これらの事情に加えて、助成金申請の手引きによれば、太陽光発電設備、蓄電池設備、V2H 等の申請を行う場合は、それぞれ該当する事業に対応した申請を行う必要があり、各金額の証憑が必要添付書類とされていることからすれば、助成金の交付申請にあたっては、導入にかかる費用の総額のみならず、太陽光発電設備や蓄電池設備をはじめとした設備ごとの内訳を確定させる必要がある。そうすると、助成金申請に係る手続き代行者は、助成対象機器の購入費や工事費について、個別に顧客との間で顧客の出捐額として合意し、当該金額をクール・ネット東京に対して申請することが前提となっていると考えられる。

なお、「第1」「2」「(1)」のとおり、令和6年頃から、クール・ネット東京のウェブサイト上に、キャッシュバックが予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して提出しなければならない旨が明記された。また、同ウェブサイト上、令和7年6月6日付けで、不正行為の内容として、①助成対象経費の算定において、申請者が実際に負担する助成対象経費に基づいて算定すべきところ、値引きやキャッシュバックの額をあらかじめ除算せず、これらを含めて正規の助成額を上回る助成額として申請したもの、②申請者と締結した工事請負契約書とは別に、助成対象経費を水増しした契約書を作成し、これにより正規の額を上回る助成額として申請したものおよび③国および他の地方自治体の補助金等を併給する場合には、クール・ネット東京の助成金と当該補助金等を合算した額を、助成対象経費の合計額を超えないよう必要な調整を行うべきところ、併給の事実を隠蔽して助成額を申請したものを例示し、これらの行為は、不正行為として厳正に対処（助成金の返還、事案の公表、警察への告訴等）する旨を公表している。さらに、上記のとおり、助成金申請の手引きにおいて、国または他の地方公共団体の補助金等を受給した場合は、助成対象経費よりその受給金額を除いて交付申請を行わなければならない旨も記載されている。

以上より、当委員会は、以下に例示するような行為について不正と認定する（以下「本件不正」という。）。

- ① 顧客と合意した対価の総額よりも金額を増額した契約書等に基づく交付申請をすることで、助成金の金額を増大させる行為（総額不一致）
- ② 顧客と合意した対価の総額に不一致はないものの、顧客と合意した助成対象機器の購入費や工事費の内訳を調整して申請することで、助成金の金額を増大させる行

為、または個別に顧客と助成対象機器の購入費や工事費の内訳額を合意することを避け、交付申請時に助成金額が最大になるように設定して申請することを目的として、契約の締結および助成金の交付申請を実施する行為（総額一致・内訳調整）

また、本調査を通じて、上記①および②の行為とは別に、以下のような行為も確認された。当該行為については「(2)」「①」「ウ」において後述する。

③ 国または他の地方公共団体（区市町村）の助成金を受給したにもかかわらず、助成対象経費からその受給金額を除かずに交付申請を行う行為

さらに、上記①ないし③の行為とは別に、クール・ネット東京への助成金申請にあたっては、令和5年度以降、顧客と工事に関する契約の締結に先立ち、事前申込みが必要とされているところ、Aoieにおいては、顧客と工事に関する契約を締結した後で、事前申込みをする行為も確認された。もっとも、事前申込みに係る手続きについては、助成対象者名に変更がある場合には事前申込みが無効になる一方で、設備内容（見積書・発電出力・金額）は概算情報にとどまることから、変更や記載に誤りがあった場合に、修正や変更の連絡は不要である旨が明示されている。上記の運用に鑑みると、事前申込みが要求されている趣旨は、助成対象者名を明らかにする点にあると考えられる。

したがって、上記①および②の行為と異なり、事前申込みと契約締結時点の先後関係によって本来得ることができなかった助成金の交付を受けるものではなく、交付申請までに要件が充足されていれば助成金の交付を受けることができることから、当該行為は手続き上の過誤にとどまるものとして、不正と認定しなかった。

(2) 本調査によって発覚した行為

① Aoie

ア 総額不一致の類型

Aoieにおいては、顧客との間で当初締結された契約書の金額と助成金の交付申請に使用された契約書の金額の総額が異なる事例が合計225件確認された。

これらの事例においては、(a) 顧客との間で実施していた値引きやキャッシュバック（顧客からの入金後に代金の一部を顧客に払い戻すことをいう。）を申請用の契約書に反映しなかったケース、(b) 値引きやキャッシュバックとは関わりなく、顧客と締結済みの契約書における対価を増額して申請用の契約書を作成したケース、(c) 値引きやキャッシュバックを申請用の契約書に反映しなかったことに加え、顧客と締結済みの契約書における対価を増額したケースが存在する。なお、(a) や (c) においては、「キャッシュバック」の名目であるものの、実際に

は入金後に一部を払い戻すという手続きは実施されず、当初より対価を減額して請求する「値引き」に該当する事例が散見される。

本類型における助成金額の操作方法是以下のとおりである。

クール・ネット東京から支給される助成金額の算定方法のルールは年度によって多少異なるものの、主な考え方としては、太陽光発電設備の導入の場合には、(ア) 発電出力 (kW) に kW あたり一定の金額を乗じて算出される金額、(イ) 助成対象経費のうち、いずれか小さい金額が支給される。また、蓄電池設備の導入の場合には、(ア) 蓄電池定格容量 (kWh) に kWh あたり一定の金額を乗じて算出される金額、(イ) 助成対象経費に助成率を乗じて算出される金額のうち、いずれか小さい金額が支給される。さらに、V2H の場合には、原則、(ア) 助成対象経費 (V2H 本体の機器費および設置に係る工事費) の 2 分の 1 の金額、(イ) 上限額 50 万円のうち、いずれか小さい金額が支給される¹。加えて、熱と電気の有効利用促進事業に係るエコキュート等²の設備の場合には、(ア) 助成対象経費 (エコキュート等の機器費および設置に係る工事費) の 3 分の 1 の金額、(イ) 上限額 22 万円のうち、いずれか小さい金額が支給される。

Aoie では、上記の算出方法を前提に、顧客に事前に案内した助成金額の満額を得させることを目指し、顧客と締結済みの契約書では当該金額を受け取ることができない場合には、助成対象経費を増額し、申請用の契約書を作成していた。なお、これらの方法の一環として、上記 (a) や (c) のとおり、顧客との間で実際には値引きやキャッシュバックを行っているにもかかわらず、当該金額を申請用の契約書から控除することも、値引きやキャッシュバックを行っている旨を表示することもせず、値引きやキャッシュバックを行う前の金額を前提として、申請用の契約書を作成し、助成対象経費を多く見せる手法が用いられることがあった。

当該各行為について、Aoie は、顧客が実際に負担する助成対象経費を前提に申請を実施する必要があったにもかかわらず、顧客と締結した工事請負契約書とは別に、助成対象経費を水増しした契約書を作成し、これにより正規の額を上回る助成額として申請したものであり、クール・ネット東京が具体的な事例として明示的に禁止している行為に該当するため、不正と認定した。なお、本調査におけるヒアリングを通じて、キャッシュバックの利用を予定している場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して

¹ 発電出力が 50kW 未満の太陽光発電システムならびに電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を V2H の設置と併せて導入し、または既に導入している場合においては、100 万円を上限として、助成対象経費の額が全額助成される。

² ヒートポンプを利用した給湯器で、電気ヒートポンプ給湯器またはヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器をいうとされている。

提出する必要がある旨がクール・ネット東京のウェブサイト上に掲示された時期が令和6年頃であったとの供述がなされている。しかしながら、キャッシュバックの利用を予定している場合に、その額を助成対象経費から控除せずに交付申請を行うことを許容すると、架空の対価を設定しキャッシュバックするという形をとることで、顧客が実際に出捐する金額と関係なく上限額まで助成金を受給できることになり、助成金額につき一定の制限を設けている規定が無意味化され、制度趣旨に反することにもなるため、仮に上記の注意書きがウェブサイト上で明示的に禁止されていなかった期間があったとしても、当該行為が制度上予定されていないことは明らかであり、上記結論は変わらない。

イ 総額一致・内訳調整の類型

Aoieにおいては、原契約書と申請用の契約書に記載された金額総額は同額であるものの、原契約書に記載された助成対象機器の購入費や工事費の内訳を申請用の契約書において増額・減額調整して申請することで、助成金の金額を増大させた事例（以下「内訳記載類型」という。）および原契約では支払総額のみ記載され、個々の機器費や工事費の内訳を記載せず、助成金の申請をする際に当該契約書において最大限の助成金の交付を受けられる金額で個々の機器費や工事費の内訳が記載されていた事例（以下「内訳不記載類型」という。）が合計197件確認された。

内訳記載類型においては、顧客に事前に案内した助成金額の満額を得させることを目的として、助成対象経費について、各設備の規格に応じて設定される上限金額の範囲内において、助成率が高い設備からそうでないものへ順に割り付けていくという法則で、基本的に各助成対象機器の費用に関する内訳が調整された。太陽光発電設備設置費用については、助成率が100%であったものの、発電出力（kW）に応じて設定される助成金の上限金額が少額であったため、助成対象経費を増額したとしても助成金額の増額は見込めず、むしろ、太陽光発電設備設置費用の助成対象経費が他の設備の助成対象経費に付け替えられることがほとんどであった。

また、内訳不記載類型においては、原契約では個々の機器費や工事費の内訳が記載されていなかったものの、顧客に対しては内訳が記載された見積書が別途交付されていた。当該見積書の金額と申請用の契約書に記載された内訳は異なっており、それぞれの内訳を前提として受けられる助成金額を比較すると、申請用の契約書によって受けられる助成金のほうが高額であった。当該契約書の作成経緯については、交付申請時に助成金額が最大になるように随意に設定する目的で、個別の契約締結時はあえて総額のみを記載し顧客と助成対象機器の購入費や工

事費の内訳額を合意することを避け、申請時において、顧客に事前に案内した助成金額の満額の受給が可能となるよう、太陽光発電設備、蓄電池設備、V2H 設備およびエコキュート設備費と工事費の内訳を設定していたものである。上記「ア」のとおり、要綱によれば、太陽光発電設備、蓄電池設備、V2H 設備およびエコキュート設備の各助成事業における購入費と工事費については、それぞれ異なる基準で助成対象経費・助成率が決定されており、助成金申請の手引きにおいては、各金額の証憑が必要添付書類とされていることからすれば、助成金の申請にあたっては、各機器の購入費や工事費の内訳が確定していることが必要であり、少なくとも、助成金額が最大になるように随意に設定する目的で顧客との間で内訳を合意せず、申請時に申請代行業者側で助成金が最大となるよう内訳を決定することは想定されていない。

以上より、内訳記載類型に係る行為は、申請者である顧客と締結した工事請負契約書とは別に、太陽光発電設備および蓄電池設備にかかる個別の機器費を変更し助成対象経費を調整した契約書を作成し、これにより正規の額を上回る助成額として申請したものであり、クール・ネット東京が具体的な事例として明示的に禁止している行為に該当するため、不正と認定した。また、内訳不記載類型に係る行為は、クール・ネット東京が具体的な事例として明示的に禁止している行為そのものではないものの、助成金額を最大化することを目的として、購入費や工事費の内訳額を合意することを避け、顧客との間で申請者である顧客と締結した工事請負契約書とは別に助成対象経費の内訳を調整した契約書を作成・締結して申請に用いることにより、最大額の助成金を得ようとするもので、内訳記載類型に係る行為と同様の行為であることから、不正と認定した。

ウ 助成金の併給事実

Aoie においては、太陽光設備および蓄電池の機器費に対応する購入額の合計額と、クール・ネット東京から交付を受けた助成金と国または他の地方公共団体（区市町村）の助成金を合計した数値を比較したところ、交付を受けた助成金の合計額が、当該購入額を上回っている事例が 69 件確認された。

「太陽光発電導入促進事業助成金の手引き」等の助成事業の手引きにおいて、国または他の地方公共団体の補助金等を受給した場合は、助成対象経費よりその受給金額を除くものとし、交付申請時は、国または他の地方公共団体の補助金等からの実際の受給金額がわかる通知書等の提出が必要となることから、国または他の地方公共団体からの補助金等を受給した後で交付申請を行わなければならない旨が記載されている。また、クール・ネット東京が不正事例として明示的に禁止している行為として、「国および他の地方自治体の補助金等を併給する場合

には、クール・ネット東京の助成金と当該補助金等を合算した額を、助成対象経費の合計額を超えないよう必要な調整を行うべきところ、併給の事実を隠蔽して助成額を申請したもの」が挙げられている。

Aoie においては、市区町村に対する助成金申請は、そのすべてを Aoie が申請代行していた訳ではなく、顧客自身が申請を実施するケースも多かったとのことである。そうすると、Aoie が申請代行業務を行っていない顧客が他の市区町村から助成金の併給を受けていた場合には、Aoie において、当該併給に係る事実を認識することができない以上、少なくとも、Aoie が併給の事実を「隠蔽」して助成額を申請したとまでは認められない。

そこで、クール・ネット東京が明示的に禁止している行為には該当せず、不正とは認定できないものの、結果として制度の予定している範囲を超えて助成金の交付を受けていることは明らかであるため、本調査によって発覚した行為として記載した。

② C-clamp

ア 総額不一致の類型

キャッシュバックを実施したにもかかわらずそれを助成金の交付申請に使用する契約書に反映しなかったことにより、助成金の金額を増大させた事例が合計 8 件確認された。

当該行為は、顧客が実際に負担する助成対象経費を前提に申請を実施すべきところ、キャッシュバックを反映しない契約書を用いて、顧客が実際に負担をしない費用についても助成対象経費に含める形で申請することにより、受け取ることができる助成金額を増大させたものであるから、クール・ネット東京が具体的な事例として明示的に禁止している行為に該当するため、不正と認定した。

イ その他

原契約書では支払総額のみ記載され、個々の機器費や工事費の内訳が記載されていない一方で、申請時において、個々の機器費や工事費の内訳が記載された見積書が添付されている事例が確認された。なお、C-clamp においては、契約締結時に金額の総額のみを顧客に示しており、その金額の内訳が記載された見積書等を交付することはなかった。

この点、上記「①」「イ」と同様、当該内訳の補充が、助成金額が最大になるように随意になされている場合には、不正の疑いがある。

しかしながら、ヒアリングによれば、申請用の契約書の内訳については、C-clamp の仕入先である商社において設定された各機器の金額等、助成金とは関係

のない一定の規則に従った金額を補充しているとのことであった。また、このケースにおいて、ローン利用時に信販会社への提出用として作成された見積書（顧客には未交付）が存在する場合があります、当該見積書に記載された内訳と、申請用の契約書に記載された内訳を比較すると、前者の見積書の内訳を前提として受けられる助成金のほうが高額であった。以上より、申請用の契約書に記載された内訳が、助成金を最大化する意図で補充されたものとは認められない。

よって、当該行為については、確かに事前に顧客との間で購入費や工事費の内訳について合意していない不備があるものの、助成金を不正に受給しようとした意図は認められず、手続き上の過誤の範囲にとどまるものとして、不正と認定しなかった。

2 子育てエコホーム支援事業の助成金に係る行為

「第1」「2」「(2)」のとおり、令和6年度の子育てエコホーム支援事業助成金の交付対象となる工事は、令和5年11月2日以降に着工されたものに限定されている。また、当該助成金の交付申請にあたって必要な手続きは、工事完了後の実績報告のみである。具体的には、免許証、工事完了前後の写真（それぞれ1枚ずつ）、出荷証明書（商社から仕入れたこと証明する書類）、規約書等をポータル上で提出することに加えて、助成対象者の氏名や完工日等の情報をポータル上に入力することで申請が行われる。

Aoieは、当該助成金に関する申請代行業務を124件実施しているところ、当該申請の対象となっている工事のうち、顧客管理システムのデータ情報上、令和5年9月3日に工事が完了したものが1件存在している。工事の時系列上、着工日の後に工事の完了日が到来するところ、令和5年9月3日に完了した工事の着工日は、同日より前であることが明らかである。したがって、当該ケースは、令和5年11月2日より前に着手された工事について、助成金の申請を実施するものであり、本来当該年度の助成金の要件を満たすものではないにもかかわらず、申請が行われたものである。

ヒアリングによれば、当該工事については、令和5年度の助成金の対象であったものの、申請事務が遅れ、当年度の助成金申請が締め切られたため、次年度に公表された同様の制度の申請として処理をしていたとのことである。

以上より、当該申請は、本来申請の要件を満たさないにもかかわらず、意図的に完工日を偽造し、要件を充足するように見せかけた上で申請を行い、助成金の交付を受けたものであるから、不正と認定した。

第4 本件不正の契機、本件不正の発覚に至った経緯および今後の対応

1 本件不正の契機

本調査においては、本件不正の契機に関するヒアリング対象者の認識が明確でなく、Aoie および C-clamp の中で本件不正がいつ、誰の発案により始まったかについて認定することはできなかった。

もっとも、ヒアリングの結果から、太陽光発電ビジネスの競争環境の激しさにより、太陽光発電設備設置にかかる顧客の実質負担額をより低額に設定しなければ集客が見込めなかったことから、顧客に助成金額を多く得させるために Aoie において本件不正が継続したことが認められる。すなわち、個人宅への太陽光発電設備の販売・設置ビジネスは、そもそも太陽光発電設備が設置できる居宅の母数が限られていることから、各事業者は自ずから競争環境に置かれることになるが、その中でも、Aoie の主たる集客方法である一括見積サイトにおける集客は、顧客が主として価格の低い業者を選択する傾向にあることから、顧客を獲得するためには、顧客の実質負担額を他の事業者と比べて低額に設定する必要があった。

この顧客の実質負担額を低くするための一つの方法として、顧客が国や地方自治体の助成金をできるだけ多く受給できるよう本件不正が考案され、本件不正が継続してなされたものと考えられる。

また、C-clamp においても同様に、競争環境の激しさから、顧客の実質負担額を他の事業者と比べて低額に設定する必要があり、顧客を獲得するために講じられた手法の一つがキャッシュバックであった。ヒアリングによれば、C-clamp においては、商談担当がキャッシュバックを実施するためには、事前に上長の許可を得る必要があったものの、30 万円または売価の 30%のいずれか低い金額を上限としてキャッシュバックができる旨が周知されていた。

なお、ヒアリングにおいて、Aoie では、b 社時代に作成された見積書のフォーマットが使用されており、当該フォーマットの仕組み上、各助成対象機器の金額にかかわらず、常に助成金を最大額申請できるものとして提示されていたため、顧客には当該金額で助成金を案内しており、実際に締結した契約書では、当該助成金額を受け取ることができない場合が存在した。この場合に、かかる差額を埋めるため、申請時に当初締結していた契約書とは別に、助成対象経費を増額または調整した助成金申請用の契約書を別途作成し、交付を受けられる助成金が最大額になるようにするという手法が講じられることとなったとの供述が得られている。しかしながら、少なくとも N 氏においては、令和 4 年 7 月頃に Aoie で用いられていたスキームが不正に当たることを認識しており、それ以後も同様のスキームによる申請が継続したことを踏まえれば、単にシステム上の不備の穴埋めのために本件不正が行われたということとはできない。

なお、コレック HD は、デュー・ディリジェンスの過程で、Aoie が助成金申請代行を行っていることを把握していたものの、特段助成金の申請フロー等に関する調査は実施

しないまま、コレック HD 取締役会において買収が承認されたため、本件不正が発覚することはなかった。

2 本件不正の発覚に至った経緯

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 今後の対応

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第5 本件不正に関する各人の認識

コレック HD、Aoie および C-clamp の各役員は、本件不正について、以下のとおり認識していたことが認められる。

1 Aoie の役員

(1) E 氏

E 氏は、令和 7 年 4 月 5 日、顧客からのクレーム対応のため、顧客の自宅を訪れ面談を実施したが、その中で顧客から、金額の異なる 2 通の契約書が作成された旨を伝えられた。同月 25 日、E 氏は、クール・ネット東京から来庁を求める連絡を受け、その後、Aoie 執行役員の P 氏に対して、クール・ネット東京からどのような話がされると予想されるかについて確認したところ、P 氏から、契約書の金額を盛って作成していることではないかとの回答を受けた。E 氏は、この時点で、Aoie において金額の異なる 2 通の契約書が作成されているのは、助成金額を増額することを目的として契約書の金額を水増しするためであることを認識したと考えられる。なお、デジタル・フォレンジックにより顕出された E 氏自身のメモの記載もかかる認定と整合する。

以上より、E 氏は、遅くとも令和 7 年 4 月下旬には、本件不正について認識していたと考えられる。

(2) N 氏

N 氏は、Aoie において、顧客との間で金額の異なる 2 通の契約書を作成し、一方を助成金申請のために用いていたことについて、Aoie が助成金申請代行業務を行うようになった令和 4 年 7 月頃から認識していた。もっとも、ヒアリングにおいて、N 氏は、令和 6 年に申請要綱上、助成対象経費にキャッシュバックを含めない旨が明記されるまで、キャッシュバック額も含めた金額で申請を行うことは問題ないと考えていた旨を供述する。他方で、キャッシュバック名目であっても、実際にはキャッシュバックが行われず値引きで処理しているケースがあり、当該対応については問題があると考えていた旨を供述する。

この点について、仮に申請要綱上、助成対象経費にキャッシュバックを含めない旨が明記されていなかったとしても、その制度趣旨に鑑みて、顧客が実際に負担していない金額を助成対象経費に含めて申請することについては想定されていないと考えるのが通常であり、N 氏がこれを不正として認識していなかったという供述は合理性を欠く。また、N 氏の認識を前提としても、Aoie においては、キャッシュバック名目であるものの、実際にはキャッシュバックは行われず値引きの方法により代金を減額していたケースが存在しており、N 氏は当該ケースについては認識していたため、少なくともこの点において不正があるということを認識していた。

以上より、N 氏は、令和 4 年 7 月頃には、本件不正について認識していたと考えられる。

(3) D 氏

D 氏は、令和 7 年 4 月下旬、E 氏から、顧客との間で金額の異なる契約書が複数枚存在する旨を告げられ、これに対する対応について、E 氏、N 氏および Q 氏との間で協議を実施した。もっとも、この時点においては、当該行為を不正とは断定できず、詳細を調査する必要がある旨の結論となった。[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

以上より、D 氏は、令和 7 年 5 月 7 日に、本件不正について認識したと考えられる。

(4) F 氏

F 氏は、令和 7 年 5 月 7 日、E 氏がクール・ネット東京から呼び出しを受け、それに関する報告を受ける中で、Aoie で本件不正が行われていたことを認識したと考えられる。

2 C-clamp の役員

本調査を通じて実施されたデジタル・フォレンジックおよびヒアリングの結果に照らしても、「第 3」「1」「(2)」「②」の C-clamp において発生した本件不正について、本調査開始以前の段階で、調査対象期間中に C-clamp の役員であった者が認識していたことは認められない。

3 コレック HD の役員

E 氏以外のコレック HD 役員は、E 氏がクール・ネット東京から呼び出しを受け、それに関する報告を受ける中で、Aoie で本件不正が行われていたことを認識したと考えられる。一方、C-clamp による本件不正については、本調査開始以前の段階でコレック HD 役員が認識していたことは認められない。

第 6 本件不正により取得した助成金の増大額

1 Aoie

(1) 「総額不一致」類型および「総額一致・内訳調整」類型による助成金の金額の増大額（※）は以下のとおりである。

単位：千円

	a	b	c=a-b	d	e=c-d
	助成金申請の各段階別の内訳				
	助成金の 交付申請額	本来あるべき 助成金申請額	助成金の金額 の増大額	左記のうち、 交付申請済・ 交付決定前	左記のうち、 交付決定済
総額不一致	562,767	471,957	90,810	11,515	79,294
総額一致・ 内訳調整	426,242	382,820	43,422	6,840	36,582
合計	989,008	854,777	134,231	18,355	115,876

※千円未満四捨五入（以下、「第6」表中の数字において同じ）

（2）「国または他の地方公共団体（区市町村）の補助金を受給したにもかかわらず、助成対象経費からその受給金額を除かずに交付申請を行う行為」による助成金の増大額（※）は以下のとおりである。

単位：千円

a	b	c=a-b
	助成金申請の各段階別の内訳	
助成金の金額の増大額	左記のうち、 交付申請済・交付決定前	左記のうち、 交付決定済
10,546	4,088	6,458

（3）子育てエコホーム支援事業の助成金に係る行為による助成金の増大額は 64 千円である。

2 C-clamp

(1) 総額不一致の行為による助成金の金額の増大額（※）は以下のとおりである。

単位：千円

	a	b	c=a-b	d	e=c-d
				助成金申請の各段階別の内訳	
	助成金の 交付申請額	本来あるべき 助成金申請額	助成金の金額 の増大額	左記のうち、 交付申請済・ 交付決定前	左記のうち、 交付決定済
総額不一致	13,625	13,324	301	-	301

※令和7年5月26日までに実績報告をしている案件を対象とする。

第7 その他の事案について

本事案に類似する事象の有無の調査するため、Aoie および C-clamp の役職員を対象とするアンケート、コレック HD、Aoie および C-clamp の役職員を対象とする情報提供窓口の設置ならびにデジタル・フォレンジック調査を実施した。その結果、本事案に類似する事象は、本報告書に記載の事象以外には顕出されなかった。

第8 会計処理への影響

「家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱」（令和6年5月17日改正版）（以下「本要綱」という。）によれば、助成金交付決定の通知を受ける交付申請者（以下「助成事業者」という。）が、交付決定の取消し（本要綱第25条）をされた場合に、助成金の返還義務を負うと定められている（本要綱第26条第1項）。また、助成対象者から、交付申請に係る手続の代行依頼を受けた手続代行者についても、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続を行い、またはこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該手続代行者に対し、助成金の返還の請求等の措置を講じることができる旨が定められている（本要綱第25条の2第1項）。

「第3」および「第4」のとおり、Aoie および C-clamp において、不正な助成金申請が実施されており、不正に申請されたと認められる額については、クール・ネット東京等への返還（以下、Aoie によるものを「Aoie における本件返還」、C-clamp によるものを含めた総称として「本件返還」という。）が求められるものと考えられる。一方で、Aoie または C-clamp は助成金の申請手続の代行者であり、交付申請者ではないことから、本件返還にかかるクール・ネット東京等への一次的な返還義務者は Aoie または C-clamp ではなく、交付申請者たるその顧客にあるものと考えられる。

この点、本要綱第 25 条の 2 によれば、手続代行者が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、またはこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成金の返還請求の対象となる旨が定められている。 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第3部 原因分析

「第2部」のとおり、Aoie および C-clamp の2社において、令和4年度から令和6年度にかけて本件不正が行われていたことが認められる。

以下では、かかる調査結果を踏まえ、本件不正が発生し、一定期間継続したことについての原因の分析を行う。

第1 コレック HD における問題点

1 子会社監督機能および子会社に対するコンプライアンス・リスクマネジメントの不足

「コレックグループ子会社管理規程」上、子会社は月次の実績と、重要なコンプライアンス違反事項およびリスクマネジメント事項について、コレック HD の取締役会に報告することとなっている。実際に、月1回開催される取締役会において、コレック HD から各子会社に派遣された役員による報告が実施されていたが、報告内容は業績に関するものが中心であった。また、令和6年1月以降の取締役会議事録を確認したところ、令和7年4月14日の取締役会において、監査役より、稟議書監査報告として、助成金の不足額を補填する稟議書に実際の支給額を示す書類が添付されていない等、稟議における意思決定を支える証憑が不十分であること、Aoie や C-clamp における助成金の申請に際して、バックオフィス担当者が実施した計算について上司が再計算を行うなど、助成金申請代行業務のフローについての見直しを行うべきであること等が内部統制の問題として指摘されているものの、その他グループ内のリスク管理やコンプライアンスについて、決議事項や報告事項として明示して議論されている例はあまり見受けられない。なお、上記助成金に関する監査役の指摘に対して、取締役から具体的な対応策に関する発言はなく、実際に Aoie の組織内に助成金管理部が設置される等、対応策が講じられたのはクール・ネット東京から不正の指摘を受けた後であった。

なお、コレック HD には同社代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会が設置されている。「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」によれば、同委員会の役割はコレック HD グループ全体に対する(1)コンプライアンス等に係る取組の推進、(2)コンプライアンス等に関する啓蒙の推進、(3)当社グループのコンプライアンス遵守状況、リスクマネジメント状況の調査および改善活動の推進、(4)コンプライアンス違反事例の発生およびリスクマネジメントに係る重大案件の発生に際して、対応方針の決定等を行うこととされている。もっとも、提供を受けた令和6年1月以降の同委員会議事録によると、労働時間の実績や個別事案への対応・再発防止策といった対処療法的な対応策が中心的に議論されているのみであり、各社の業務実態に照

らした真因分析、リスク管理やコンプライアンス体制の向上等制度面に及ぶ根本的な改善策が議論されるには至っていない。

取締役会において、子会社管理にあたって必要なグループ子会社の業務に対する理解や現状の把握を行い、また、現状を踏まえた指導およびモニタリング、ならびにコンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、子会社の業務実態に照らした高度な真因分析や制度面に及ぶ再発防止策の検討が十分に機能していれば、本件不正を早期に発見し、是正できた可能性がある。

よって、コレック HD の子会社監督機能の不足および子会社に対するコンプライアンス・リスクマネジメントの不足が、本件不正の原因の 1 つと考えられる。

2 子会社の経営管理に関する制度的な枠組みの不在

「コレックグループ子会社管理規程」において、コレック HD グループとしての子会社管理の基本方針が規定されている。しかし、その内容は、子会社がグループ共通の経営理念に基づいて経営されるべきことや、企業集団としての一体性など抽象的なものに留まっている。

また、同規程上、子会社に対する事前承認事項およびコレック HD の取締役会における報告事項の定めがある。もっとも、報告事項は「月次の業績」と「重要なコンプライアンス違反事項およびリスクマネジメント事項」と定められているのみで、各子会社の業態の違いやリスクの所在・濃淡が意識されておらず、親会社として適切にコンプライアンス上の論点やリスクを認識できる程度の規程になっているとは言い難い。また、実態としても、コレック HD の取締役会では、子会社の業績を中心とする報告が実施されているに留まり、実効性のある子会社管理が行われている状況であるとは評価できない。

さらに、コレック HD では、子会社の代表者とコレック HD の取締役が出席する経営会議を月次で実施し、そこで子会社から経営上の課題について報告を受けていたものの、グループ外から M&A で買収した Aoie および c 社については、経営会議への出席を求めていなかった。

以上のように、コレック HD においては、形式上、子会社の管理に関する制度が存在するものの、その内容や運用において不十分な面があったと言わざるを得ず、かかる子会社管理に関する制度の不十分性が、本件不正が継続した原因の 1 つであると考えられる。

3 役員のコンプライアンスに対する教育の不足および意識の低さ

コレック HD および C-clamp においては月次で「コンプライアンス研修」が実施され、Aoie では直近 2 事業年度で少なくとも 6 回の「危機管理講習」が実施されている。しか

しながら、研修の内容は勤怠、業務中のマナー・ルールや特定商取引法に関するものなど、主に現場の従業員を想定した内容が中心となっており、役員に向けて上場企業として求められるガバナンス、リスク管理やコンプライアンスに関する教育は実施されていない。

また、ヒアリングによれば、株式会社エヌリンクス時代は、業務の委託元である a 社から委託先管理として厳しくコンプライアンス体制を問われたとのことであるが、上記のとおり子会社に対する監督機能、コンプライアンスやリスクマネジメントは不十分であり、特にグループインした会社を含めて、ガバナンス、コンプライアンスを徹底する意識が欠如していたものと評価せざるを得ない。経営陣の意識が高まれば、太陽光事業についてより詳しい者に意見を仰ぐなどし、助成金に関するリスクの所在により早期に着目できたものといえることから、本件不正が継続した原因の 1 つと考えられる。

4 内部監査部門の機能不足

コレック HD には監査に関する部門として、内部監査室が設置されている。子会社の内部監査は、コレック HD の内部監査室が担当となり、各子会社に J-SOX と内部監査に分けて各担当者を設置していた。

もっとも、実際には、内部監査は年に 2 回、勤怠管理や情報管理等、全社共通の定型的な監査項目に対してチェックリストを使用し、監査を実施したのみであった。Aoie がコレック HD に買収された令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月に至るまで Aoie に内在する助成金申請プロセスの問題点を誰一人指摘していないことから、少なくとも Aoie および C-clamp に対する監督について実効性のある監査は果たせていない。

以上より、少なくとも各子会社の業態に鑑みた監査計画を立案し、実施していれば、本件不正をより早期に発見できた可能性があり、内部監査部門の機能不足が本件不正が継続した原因の 1 つと考えられる。

5 内部通報制度の周知不足

「コレックグループ内部通報制度規程」に基づき、コレック HD およびその子会社の社員等が利用できる内部通報制度「コレックグループホットライン（令和 6 年 10 月までエヌリンクスホットライン）」が存在している。当該制度上、コレック HD 管理本部長が担当する社内窓口、社外弁護士が担当する社外窓口が用意されている。窓口への通報に対しては、社外弁護士の指示の下、管理本部長が社内調査を行い、調査結果はコレック HD 取締役会および同監査役会に報告される。

もっとも、通報実績については、コレック HD グループ全体で令和 4 年度 1 件、令和 5 年度 3 件、令和 6 年度 1 件であり、従業員数に鑑みれば、通報件数は少なく、内部通報制度に関する周知が不足していたと言わざるを得ない。

本件不正については、現場レベルでの担当者が早期に認識していた可能性も十分にあり、内部通報制度が実効的に機能していれば、役員にもより早期に報告されることで、早期に問題が是正された可能性があることから、実効的な内部通報制度の欠如も、本件不正が発生し、継続した原因の 1 つと考えられる。

6 買収対象選定にあたってのリスク分析の不十分さ

令和 5 年 9 月に a 社が外部法人業者との業務委託契約の終了を決めたことで、コレック HD グループは売上に貢献する主要事業がなくなり、新たな事業の柱を探索していた。そのような中で、コレック HD は、仲介業者を通じて Aoie と接点を持ち、当時から子会社であった C-clamp で行っていた太陽光システムの訪問販売事業に対して、Aoie の有する web 集客のノウハウ等が生かせるのではないかと考え、買収に至った。

かかる買収の動機はビジネス上不合理的なものではない。しかしながら、C-clamp は助成金制度が手薄である東京都以外の関東近郊を中心に太陽光発電システムを訪問販売の手法で販売しており、他方、Aoie は助成金制度が豊富な東京都において、競合他社からの価格圧力の大きい web 集客を実施しており、助成金制度の有無、競争環境や集客の手法等において、相応の相違点が存在した。

コレック HD において、既存子会社である C-clamp と買収候補会社である Aoie にこのような差異があることを認識し、当該相違点に着目したリスク分析を実施の上、慎重に案件を検討していれば、Aoie の買収時にそのリスクを認識することで、本件不正の存在を認識できた可能性があることから、買収対象選定にあたってのリスク分析の不十分さは、本件不正が継続した原因の 1 つと考えられる。

7 M&A プロセスの未熟さ

コレック HD の経営陣は、子会社に太陽光事業を行う C-clamp を有していたものの、C-clamp においては、助成金を積極的に活用する営業を行っていなかったこともあり、助成金申請に関して架空・過大請求等の不正が起りやすいという具体的な認識を有していない者が大半であった。そのような中、Aoie に対するデュー・ディリジェンスの中で、Aoie が助成金申請代行業務を行っていること自体は確認されたものの、コレック HD の各役員は、当該 Aoie の助成金申請代行業務に関して、その適切性に関する確認や取締役会におけるディスカッションを行う等の具体的行動を起こすことなく、結果として、買収の検討過程で Aoie における本件不正を感知することができなかった。

コレック HD は、既存子会社とは異なる側面を持つ事業を展開する会社を買収する前提として、十分な情報収集を行い、慎重に案件を検討していれば、Aoie における本件不正に気付くことができた可能性があり、かかる M&A プロセスの未熟さも、本件不正が継続した原因の 1 つと考えられる。

8 PMI の経験値不足

コレック HD は、Aoie に対するデュー・ディリジェンスの過程で、労務管理をはじめとして Aoie の管理体制が十分でないことを把握し、買収後、代表取締役を N 氏からコレック HD の取締役であり管理経験の豊富な F 氏に代え、その後 E 氏に交代させた。このように、コレック HD は、買収した Aoie について管理体制強化にかかる施策を一部講じたものの、企業の買収の経験が豊富とは言えず、PMI における経験値が未だ不足しており、Aoie の管理体制の甘さを抜本的に改善させることはできなかった。

コレック HD に十分な PMI の経験値があり、適切な管理体制を整備することができていれば、早期に Aoie の組織改革を行い、各担当者の業務に対するチェック体制を整える等して本件不正を早期に是正できた可能性があり、コレック HD における PMI の経験値不足も本件不正が継続した原因の 1 つと考えられる。

第 2 Aoie における問題点

1 コンプライアンスに対する意識の低さ

本調査において、本件不正が Aoie の中で開始された経緯については、調査対象者の認識が明確でなく、認定することはできなかった。しかしながら、少なくとも、本件不正が継続する中で Aoie の役職員が本件不正を認識する契機が十分にあったにもかかわらず、一定期間、本件不正は是正されることなく継続した。

この点、Aoie 関係者のヒアリングによれば、令和 6 年度以前はクール・ネット東京の要綱上、キャッシュバックを実施する場合に当該金額については助成対象経費から除かれる旨の記載は存在しておらず、また、競合他社においても実施されていたスキームであったこともあり、明確に不正とは認識していなかった旨の供述がなされている。しかしながら、要綱に明記されておらず、他社においても同様の手法が実施されていたとしても、助成金制度の趣旨を理解し、かつ、常識的な感覚を持って判断していれば、キャッシュバック等により顧客が実際に出捐しない部分について、助成金の対象とならないことは認識できたはずであり、安易に問題ない旨の判断を行うこと自体、コンプライアンスに関する意識を著しく欠くものであったと言わざるを得ない。

このように、Aoie の役職員において、助成金の制度および規則に対する認識が不十分であったことに加え、コンプライアンスに関する意識が希薄であったことが、本件不正が継続した原因であるといえる。

2 部門ごとの分業体制

Aoie では、顧客との折衝を担当する営業部、営業部の支援業務を行う CS チーム、顧客との契約締結後に工事業者の手配を行う施工チーム、経理業務を行う経理部等の部門毎に業務が分断されており、部門間に横串を刺す体制や仕組みが存在せず、各部門の従業員にも前後の工程に対する意識がなかった。その結果、自身の業務が顧客との契約にとってどのような位置づけであるのかを理解しないまま業務を進めており、自身が行う業務が本件不正の一部に関与しているということを認識することが比較的困難な環境であった。

各部署間で、相互に業務内容を認識し、各自の作業の意味合いを理解していれば、内容の異なる契約書を 2 枚作成する理由やその意味について、個々の従業員が早期に疑問を持ち、経営陣にエスカレーションすることが可能であったといえ、このような部門ごとの分業体制および他の部門への認識の欠如が、本件不正が継続した原因の 1 つであったと考えられる。

3 助成金申請に関するチェック機能の欠如

Aoie では、助成金申請にかかるクール・ネット東京への事前申請や実績報告等について、業務担当者が少数の者に限定されており、当該担当者において、不明点等が生じれば上長への確認等がなされていたものの、担当者以外の役職員による常時のチェック体制は存在しなかった。

仮に助成金申請にかかる他の役職員によるチェック体制があれば、当該役職員が本件不正を認識し確認および是正を促す機会があったと考えられるところ、助成金申請関連業務が担当者に任せられており、かかる牽制やチェック機能が働いていなかったことが、本件不正が継続した原因の 1 つであったと考えられる。

第4部 再発防止策の提言

第1 グループガバナンスの強化

1 コレック HD 取締役会における子会社の監督機能の強化

「第3部」「第1」「1」のとおり、「コレックグループ子会社管理規程」上、子会社における重要なコンプライアンス違反事項およびリスクマネジメント事項については取締役会での報告事項となっているものの、実際には、業績面の報告が中心であった。このように、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する報告がなされていなかったことから、子会社におけるコンプライアンス体制の不十分さをコレック HD の役員が十分に把握することができず、実情を踏まえた子会社管理体制の構築ができなかったことが、本件不正の早期発見ができず、本件不正が継続して行われた原因であると考えられる。

今後は、コレック HD 取締役会が子会社の実情やコンプライアンスに関して抱える問題を早期に把握し、必要なコンプライアンス体制の構築や問題に対する対処等を通じて実効的な子会社管理を行う必要がある。そのためには、コレック HD 取締役会で各子会社が行う報告事項について、報告項目をブレイクダウンし、具体化した上でリスト化し、各子会社に、当該リストに沿って、該当する事実の有無を含めて報告を行わせることで、漏れなく情報を収集することが重要である。

また、コレック HD の役員が、直近で買収した Aoie について、その業務や組織体制について十分に理解をしておらず、助成金申請の業務およびそれに伴うリスクや Aoie 内部の体制を把握できていなかったことが、本件不正の端緒を掴めず継続して行われた一因であると考えられる。そのため、各役員が子会社の業務や体制を十分に理解した上で、適切に監督を行うことが必要である。そのため、コレック HD の役員に対して、各子会社の事業・業務内容や組織体制について理解を深めさせるため、子会社をテーマとした研修を実施することが重要である。

2 グループガバナンス方針の策定・周知

「第3部」「第1」「2」記載のとおり、「コレックグループ子会社管理規程」において、コレック HD グループとしての子会社管理の基本方針が定められているものの、内容としては抽象的なものに留まっており、実効的なグループガバナンスの指針となる規程になっていると評価することはできない。そのため、グループ経営管理指針を制定し、コレック HD グループとしての共通のポリシーを明確化して、グループ全体に認識・浸透をさせるとともに、当該ポリシーに沿って、子会社管理の各種制度（重要業務に関する親会社への報告・承認制度等）が十分なものになっているか検証し、整備することが重要である。

3 派遣役員に対する責任と権限の明確化

Aoie に対しては、買収後、コレック HD から F 氏をはじめとする複数の役員が派遣され、当該役員を中心に業務管理体制の整備等を進めてきたものの、ヒアリングにおいて、その派遣役員自身が、「営業面については N 氏に任せており、把握していなかった」と述べるなど、子会社管理の目的で派遣されたということを十分に理解していなかった。本件の発覚が遅れたのは、派遣役員が自らの役割を理解せず、Aoie の子会社化後も営業面を創業者である N 氏に一任していたことが一因であると考えられる。今後は、子会社に対してコレック HD から派遣する役員について、単に名目的な関与ではなく、業務実態に即した関与を行わせるため、各派遣役員について、子会社管理の観点での権限と責任範囲を明確化し、業務にあたらせることが重要である。

4 全子会社の経営会議への参加

上記「1」のとおり、子会社管理においては、前提として子会社の実情を把握し、問題となり得る点を早期に顕出させることが必要である。

コレック HD グループにおいては、子会社管理の目的で、コレック HD の役員と子会社の代表者が参加する経営会議を毎月開催していたものの、経営会議は、元々コレック HD の各事業部門が子会社化する前に事業部門間での会議として行われていた名残により、子会社のうち、M&A によってグループインした Aoie および c 社は参加していなかった。コレック HD が各事業を統括する役割を超えて、子会社管理を担う持株会社であるという意識が十分になかったことが原因であったものと考えられるが、今後は、経営会議に全子会社を参加させ、各子会社の状況を子会社およびコレック HD 間で共有するとともに、コンプライアンス上の留意点等も発信する場とすることが重要である。

5 コレック HD 役員による子会社役職員との面談

上記「4」と同様、子会社の実情を把握し、コンプライアンス違反等問題となり得る点を早期に顕出させ、是正を行うという観点から、コレック HD の役員と子会社役員との面談を定期的実施することが考えられる。なお、派遣役員自身がコンプライアンス違反や不正に関与している場合、派遣役員に対して面談を行ったとしても、コレック HD がコンプライアンス違反等を早期に把握できない可能性があるため、派遣役員以外の子会社の経営幹部との個別面談についても実施し、また、必要に応じて子会社の現場の従業員へのヒアリングも実施することが重要である。

第2 社外取締役の強化（専門性のある社外取締役の招聘）、増員

「第3部」「第1」「1」記載のとおり、コレックHD取締役会の議事録上、グループ内のリスク管理やコンプライアンスについて、コレックHD取締役会で決議事項や報告事項として明示して議論されている記録はあまりなく、子会社が増えていく中で、グループとしてコンプライアンス体制についての議論とそれに基づく体制構築が不十分であったと言わざるを得ない。

また、コレックHDは、エネルギー事業、アウトソーシング事業、メディアプラットフォーム事業が主な事業セグメントであるところ、現在、エネルギー事業についての専門性を有する取締役は存在せず、当該事業領域において疑義が生じた場合に、その検証を取締役レベルで十分に行うことが難しい状況にある。

以上を踏まえると、取締役による監督機能を強化するため、外部の客観的、中立的な立場から経営の監視・監督を行うことができる、コンプライアンスに精通し独立性を有する社外取締役、およびエネルギー事業の専門性を有する社外取締役について、新たに招聘することが望ましいと考えられる。仮に、社外取締役としての招聘が困難である場合は、アドバイザーとしての招聘を検討する必要がある。

第3 監査役の強化、増員

現在、コレックHDの監査役は3名であり、そのうち、常勤監査役は1名である。常勤監査役は、監査に必要な書面の確認のみならず、定期的に子会社への往査も行っているものの、コレックHDには子会社（孫会社を含む。）が6社あるため、1名の常勤監査役では、人員や時間の制約により、実効的な監査を実現するために十分な監査業務を行うことが難しいと考えられる。そのため、常勤監査役の増員を検討すべきである。

第4 内部監査の強化

「第3部」「第1」「4」記載のとおり、コレックHDには内部監査室が設置されており、子会社の内部監査は、コレックHDの内部監査室が担当していた。しかしながら、内部監査は、年に2回、勤怠管理や情報管理等、全社共通の定型的な監査項目に対してチェックリストを使用し、監査を実施したのみであり、実効的な内部監査が行われていたと評価することはできず、このことが本件不正の発覚が遅れた一因であると言わざるを得ない。

そのため、本件不正のような事態を生じさせず、また、仮に生じたとしても早期に把握することができるよう、内部監査の重点監査項目に助成金申請業務に関する事項を導入し、当該内部監査として、助成金申請にかかる証憑の突合や業務担当者へのヒアリングを行うと

ともに、監査役会は、内部監査室の内部監査が適切に行われるようモニタリングを実施することが重要である。

第5 三様監査の強化

コレック HD においては、監査部門である監査役、内部監査室および会計監査人によって、定期的に三者で監査に関する協議が行われているものの、子会社等に関する情報の共有に関しては、実効的な三様監査を確保できる程度には行われておらず、それぞれが把握している情報レベルが異なっていた可能性がある。今後は、上記「第4」のとおり、監査役および内部監査室による内部監査の強化を前提として、内部監査で顕出されたリスクにつき、三様監査の各当事者への適時・適切な情報共有を行い、当該リスクに対する十分な討議を行うことができるよう、三様監査を強化することが重要である。

第6 コンプライアンスに対する意識の醸成

「第3部」「第1」「3」記載のとおり、本件は、本件に実際に関与した Aoie や C-clamp の役職員のみならず、グループを統括・牽引する立場であるコレック HD の役職員のコンプライアンス意識が低かったことが大きな要因であると考えられる。そのため、かかる意識を醸成し、上場会社グループとして、営利的な観点を犠牲にしてもコンプライアンス違反またはその違反が疑われるような行為は絶対に行わないという断固たる意識を根付かせることが重要である。具体的には、以下のような施策が考えられる。

1 全役職員に対する研修

コレック HD およびその子会社の役職員に対して、外部講師を招いてのコンプライアンス研修や、コンプライアンスに関するケーススタディを議論する社内研修会等の実施を行う。当該研修においては、内部通報制度やその他の社内制度の活用方法についても周知徹底を行う。

2 役員に対する研修

コレック HD および子会社の役員に対しては、上記「1」のコンプライアンスに関する一般的な研修に加え、重要なコンプライアンス関係の法令改正の動向、役員の責任（任務懈怠責任等）および役員として業務を行うにあたって重要となる知識について定期的に研修を行い、アップデートを行う。

3 経営トップからのメッセージの発信

売上や利益よりも、コンプライアンスの徹底が最優先事項である旨をコレック HD の経営トップからグループ全体に対して発信する。

第7 内部通報制度の周知

「第3部」「第1」「5」記載のとおり、コレック HD では、「コレックグループ内部通報制度規程」に基づき、グループ全役職員を対象とする、コレック HD 管理本部長および社外の弁護士が担当する内部通報窓口が設置されているものの、年間の通報件数は直近3期において年間1〜3件程度であり、本件のような不正行為の防止および早期発見のために十分機能しているとは言い難い。かかる要因は、コンプライアンス意識の低さも然ることながら、内部通報制度の周知不足によるところも大きいと考えられるため、コレック HD グループ全体に内部通報制度の存在を周知するとともに、通報者の匿名性は守られることや、通報者は通報により社内で不利益を受けることがないよう保護されることを説明することで、当該通報制度の利用を促す必要がある。

第8 M&A プロセスの改善

「第3部」「第1」「6」記載のとおり、コレック HD では、従前、売上の中心が a 社受信料収納代行業務によるものであったところ、a 社の方針変更により当該業務の受託が終了した後、新たな事業の柱を探索することについて焦りが生じ、経験値やプロセスの整備が不十分なまま、M&A を進めたことが本件の一因であると考えられる。今後も M&A による事業拡大を進めていくとすれば、かかる原因を踏まえ、以下のとおり、M&A の各段階において、そのプロセスを改善・整備することが重要である。

1 候補会社サーチ段階

売上や業績、事業内容のみに着目するのではなく、当該会社がコレック HD グループインした後、上場会社グループとしての実効的な経営管理・統制が可能である会社であるか否かについても着目し、買収候補となる会社を検討することが重要である。また、かかる検討のためには、会社の風土、役職員のコンプライアンスに対する意識および代表者の性格等、直接事業と関わらない部分についての情報も収集し、検討材料とすることが必要であると考えられる。

2 調査段階

Aoie を買収した際のデュー・ディリジェンスにおいては、その報告書中、Aoie の役職員の主観的な認識を問う質問への回答を根拠に記載されている箇所が相当数見られるところ、買収の対象となる会社のより正確な情報を把握するため、今後は、客観資料を中心とした確認を行い、検討の材料とすることが重要である。また、デュー・ディリジ

エンス等により不備が顕出された場合、当該案件を進めるかについては、かかるリスクが顕在化した場合のグループ全体に与える影響の大きさ、是正の可能性を検討し、仮に進めるとされた場合には、クロージング前後における対応事項をリスト化し、コレック HD の取締役会で対応のスケジュールおよび進捗を報告することが必要である。

以上の検討・対応を実効的に進めるため、コレック HD に知見がない事業を行う会社の買収を検討する場合、当該事業に精通した外部の人員をアドバイザーとして関与させ、上記プロセスを進めることが考えられる。

3 PMI 段階

買収後すみやかに、コレック HD のコンプライアンス部門による買収の対象となる会社への初期的な監査を実施し、実情の把握と改善点のリストアップを行った上で、PMI の観点から対応が必要となる事項をリスト化する。その後、直ちにコレック HD の人員から責任者を任命し、当該責任者の主導の下で、当該リストの対応事項について具体的なスケジュールの策定をした上、各事項を進めることが重要である。

また、当該各事項の進捗状況については、コレック HD のモニタリング下で進捗を管理する必要がある。

第9 Aoie および C-clamp 内における改善施策

本件は、コレック HD による子会社管理が不十分であったことにより、早期発見および対応ができなかったことが、問題が拡大した大きな原因であるが、直接的には Aoie および C-clamp が助成金申請代行業務を行う中で発生した事象である。そのため、Aoie および C-clamp において同様の事案の再発を防止する観点から、以下の施策を提言する。

1 助成金申請に関する内部統制の整備・運用

Aoie および C-clamp において、助成金申請に関する既存の業務フローを踏まえ、本件不正と同様の不正や不適切な申請が起り得るリスクの洗い出しと評価を行い、当該リスクを防ぐための業務フローの見直しおよび具体的なルールまたは手続を整備し、下記「2」の助成金管理部署を中心に当該ルール等の運用を行う。

2 助成金管理部署の新設

コレック HD から責任者を派遣し、Aoie および C-clamp 内に助成金申請を管理する部門を新設する。当該部署においては、助成金申請に関する業務フローの整備およびマニュアル化、助成金業務担当者への教育・指導を行う。また、全申請案件について申請時のチェックを行うとともに、その後の顧客の入金、完了報告までトレースする。さらに、

助成金申請（申請書類の作成を含む。）に関わる各部署に対して、担当者のヒアリングや抜き打ち検査等を行うことにより、継続的に、助成金に関する不正が起きていないかについてのモニタリングを行う。

3 助成金申請業務のチェック体制の強化

助成金申請書類に関するチェックリストを作成し、助成金申請時に書類作成担当者が申請書類と当該チェックリストを併せて助成金管理部署に提出し、助成金管理部署において複数名で確認する。また、各段階において、見積書、契約書、申請書類、顧客からの入金額の突合を行う。

4 太陽光事業の業務フローのマニュアル化

太陽光事業における業務フロー（①集客②見積③商談④助成金事前申請⑤契約締結⑥工事⑦実績報告）を明文化し、業務フローについて外部から客観的に把握できるようにするとともに、各業務段階における作業内容をマニュアル化し、現場における統一的な対応を行うことができるようにする。

5 顧客に対する説明内容の統制

本件不正においては、商談担当者等から顧客に対して誤った助成金額の提示が行われたため、それと整合する助成金額が支給されるよう、助成金申請時において助成対象経費を操作したという側面があることから、そもそも顧客に対して誤った助成金額の提示が行われないよう、本部でのチェックを経た見積書のみを顧客に提示できるルールとする。

6 顧客相談窓口の設置

本件のような不正は、顧客からの相談・通報により早期把握ができる側面もあり、不正を把握できるチャネルを多様に設けておくことは重要である。

そのため、顧客が Aoie の担当者から受けた営業内容等について、直接相談・通報等ができる顧客相談窓口を営業部内に設置することが考えられる。その場合、商談担当者は顧客への訪問時に顧客相談窓口の連絡先が記載されたパンフレットを交付することにより周知し、顧客から窓口で連絡があった場合、営業部内の責任者は、当該案件の担当者にヒアリング等により事実確認を行い、顧客対応方針を決定し、また、事実確認により営業内容等に問題が顕出された場合、Aoie の取締役役に報告するとともにコレック HD

のコンプライアンス・リスクマネジメント委員会へ上程するという制度枠組みが考えられる。

7 役職員への教育

Aoie や C-clamp の役職員が助成金制度を正しく理解し、運用できるよう、助成金制度に関する啓蒙および教育を行うことが重要であり、具体的には以下の施策が考えられる。

(1) 助成金制度に関する教育・研修の継続実施

Aoie および C-clamp の全役職員に対して、毎年度助成金制度の趣旨、要綱（改正点を含む。）、違反事例等を周知するための説明会を行い、助成金制度に関する理解を確認するためのテストを定期的実施する。

(2) 内部統制の整備等に関する啓蒙

Aoie および C-clamp の役員等の経営陣に対しては、上記「(1)」の研修に加え、助成金申請等に関する内部統制の整備および運用に関して、当該業務を怠った場合の経営陣への責任を含め、教育・研修を行う。

(3) 不明点の照会およびその結果の周知

助成金の申請方法や要項について、担当者において不明な点等がある場合、助成金管理部がとりまとめて、法務部門や顧問弁護士への照会を行い、当該照会の結果については助成金申請業務のマニュアルに追記し、社内に周知する。また、かかる照会フローについて社内全体に周知し、不明点をそのままにしないよう注意を促すことが重要である。

第 10 再発防止策の実施のモニタリング

コレック HD グループが今後策定する再発防止策について、一時的には実施がなされたとしても、時間の経過により実施されなくなる、または形骸化してしまう事態に陥ることが考えられる。このような事態を防ぐためには、個々の役職員が、コレック HD グループにおける課題を認識し、再発防止策の趣旨および意義について正しく理解することが重要であることはいうまでもないが、再発防止策の実施について、社内外からの監視・監督を行わせることが有用であり、具体的には、コレック HD の取締役会において、再発防止策の各施策の具体的な内容および実施時期を定めた実施計画を作成し、その進捗状況について、取締役会

に定期的に報告し、さらに外部専門家等の第三者による助言およびモニタリングを受けることが望ましい。

以 上